

令和4年12月14日成田市教育委員会規則第4号

成田市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 成田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定により、全ての成田市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）に協議会を置く。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、次に掲げる者の意向を踏まえるものとする。

(1) 対象学校（協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長

(2) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）

(3) 対象学校の所在する地域の住民

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、各学校15名以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の職員

(6) 識見を有する者

(7) 関係機関の職員

(8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から法第47条の5第3項の規定による申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長の意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長及び職員は、会長又は副会長となることができない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害関係を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第7条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 対象学校の教育目標及び経営方針に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従って対象学校の運営を行うものとする。

(情報提供)

第8条 協議会は、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者その他の関係者に対し、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(意見聴取)

第9条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次条に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（職員の任用に関する意見の対象となる事項）

第10条 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、次に掲げる事項（特定の個人に関する事項を除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

(1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本的な方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項
（研修）

第11条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るため必要に応じて研修を行うものとする。

（指導等）

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会に対し適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

（委員の解任）

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員が第4条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生したとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（成田市学校評議員に関する規則の廃止）

2 成田市学校評議員に関する規則（平成12年教育委員会規則第10号）は、廃止する。

（経過措置）

3 学校評議員に係る前項の規定による廃止前の成田市学校評議員に関する規則第8条第3項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

（成田市教育委員会行政組織規則の一部改正）

4 成田市教育委員会行政組織規則（昭和31年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表教育部の項学務課の目管理主事所掌事務の節中

「(13)学校評価に関すること。

(14)学校評議員に関すること。」を

「(13)学校評価に関すること。」に、同項生涯学習課の目青少年教育係の節中「(4)青少年相談員に関すること。」を

「(4)青少年相談員に関すること。

(5)学校運営協議会に関すること。」に改める。

（教育長に対する事務委任規則の一部改正）

5 教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中学校評議員の項を削り、同表中健康管理医の項の次に次のように加える。

学校運営協議会

（成田市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正）

6 成田市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除